○千葉県屋外広告物条例施行規則

昭和四十四年六月十四日規則第四十六号

別表第一（第二条）

建物の種類	基準
官公署	一　建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
図書館	一　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館であること。 二　建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
博物館	一　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館であること。 二　博物館の用に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上であること。 三　建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
公会堂、体育館及び公衆便所	一　国又は地方公共団体が設置したものであること。 二　建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
公民館	一　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館であること。 二　建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。
病院	一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院であること。 二　建物が条例第六条第一項第一号に掲げる区域内に存すること。

別表第二（第六条）

一　各広告物に共通する基準

イ　地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。

ロ　蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

ハ　信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。

二　条例第八条第一項第八号イに掲げる広告物等

表示又は設置の場所	土地を管理するためのもの		物件を管理するためのもの	
	数	表示面積（一個当たり）	数	表示面積（一個当たり）
条例第四条に規定する禁止地域等（以下「禁止地域等」という。）	五千平方メートルにつき一個	二平方メートル以内	通常必要とする最小限の数	一平方メートル以内
条例第六条第一項に規定する許可地域等（以下「許可地域等」という。）	三千平方メートルにつき一個	三平方メートル以内	通常必要とする最小限の数	一平方メートル以内

三　条例第八条第一項第八号ロに掲げる広告物

区分	表示できる面数	一表示面積	総表示面積
表示面の投影面積が二平方メートル以下のもの	二面以内	表示面の投影面積の四分の一以下	○・一平方メートル以下
表示面の投影面積が二平方メートルを超えるもの	二面以内	表示面の投影面積の二十分の一以下	○・五平方メートル以下

四　条例第八条第一項第八号ハに掲げる広告物等

イ　一の事業所又は作業場当たりの広告物等の総表示面積は、禁止地域等にあつては十五平方メートル以下、許可地域等（条例第六条の二第一項に規定する広告物活用地区（以下「広告物活用地区」という。）を除く。）にあつては二十平方メートル以下、広告物活用地区にあ

つては四十平方メートル以下であること。

ロ　次の表に定める基準に適合するものであること。

表示又は設置の場所	区分	基準	
禁止地域等	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの	一　総表示面積は、一壁面につきその壁面面積（開口部を含む。以下同じ。）の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さ（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第七号に規定する軒の高さをいう。以下同じ。）が七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。 二　窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三　壁面の端から突き出してはならない。
		壁面から突き出すもの	一　一表示面積（広告物等が、円筒形、球形又はその表示面の数が五以上の場合並びに広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。以下同じ。）は、三平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さ以下であること。 三　突出幅（壁面から広告物等の端までの距離をいう。以下同じ。）は、壁面から一メートル以下であること。 四　表示できる個数は、一壁面につき一事業所当たり一個であること。
		屋上（屋根等を含む。以下同じ。）に表示し、又は設	一　一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さが七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル）以下である

		置するもの	こと。 二　上端の高さは、軒の高さの三分の四以下であること。 三　壁面から突き出してはならない。
	建築物等から独立した広告物等		一　一表示面積は、三平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、七メートル以下であること。 三　表示できる個数は、一事業所当たり三個以下であること。
許可地域等	建築物等に表示し、又は設置する広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの	一　総表示面積は、一壁面につきその壁面面積の五分の一以下であること。 二　窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三　壁面の端から突き出してはならない。
		壁面から突き出すもの	一　上端の高さは、軒の高さ以下であること。 二　突出幅は、壁面から一メートル以下であること。
		屋上に表示し、又は設置するもの	一　一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さの三分の五（軒の高さの三分の五の高さが地上から十メートルに満たない場合にあつては、地上から十メートル）以下であること。 三　壁面から突き出してはならない。
	建築物等から独立した広告物等		一　一表示面積は、十平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、十五メートル以下であること。

五　条例第八条第一項第八号ニに掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

六　条例第八条第一項第八号ホに掲げる広告物等

イ　表示面積は、一面につき三平方メートル以下であること。

ロ　上端の高さは、四メートル以下であること。

七　条例第八条第一項第十号ロに掲げる広告物等

イ　一車両の一面の表示面積は、十平方メートル以下であること。

ロ　一車両当たりの総表示面積は、十五平方メートル以下であること。

八　条例第八条第三項第二号に掲げる広告物等

表示又は設置の場所	基準
禁止地域等	一表示面積が投影面積の五分の一以下で、かつ、総表示面積が二十平方メートル以下であること。
許可地域等	一表示面積が投影面積の五分の一以下で、かつ、総表示面積が四十平方メートル以下であること。

九　条例第八条第三項第三号に掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

別表第三（第八条）

広告物等の種類		許可の有効期間の基準
はり紙、ポスター		一月以内であること。
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	一月以内であること。
	その他のはり札	一年以内であること。
立看板	木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	一月以内であること。
	その他の立看板	一年以内であること。
アーチを利用する広告物		三年以内であること。
旗、のぼり、広告幕		一月以内であること。
アドバルーン		一月以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		一年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する広告物		一年以内であること。
広告板、広告塔		三年以内であること。

別表第四（第十条第一項）

一　地色に黒色又は原色を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。

二　蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は、交通の安全を妨げるものでないこと。

別表第五（第十条第二項）

一　建築物等に表示し、又は設置する広告物等

区分	基準
壁面に表示し、又は設置するもの	一　総表示面積は、一壁面につきその壁面面積の五分の一以下であること。 二　窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三　壁面の端から突き出してはならない。
壁面から突き出すもの	一　上端の高さは、軒の高さ以下であること。 二　突出幅は、壁面から一メートル以下であること。
屋上に表示し、又は設置するもの	一　一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さの三分の五（軒の高さの三分の五の高さが地上から十メートルに満たない場合にあつては、地上から十メートル）以下であること。 三　壁面から突き出してはならない。

二　建築物等から独立した広告物等

イ　一表示面積は、三十平方メートル以下であること。

ロ　上端の高さは、十五メートル以下であること。

ハ　広告物相互間の距離は、五メートル（条例第八条第一項第八号ハ又は第二項第三号に掲げる広告物等以外の広告物等で、道路の路肩から側方へ二十メートル以内の区域において一表示面積が十平方メートルを超えるものにあつては五十メートル、鉄道等から側方へ百メートル以内の区域において一表示面積が十平方メートルを超えるものにあつては百メートル）以上であること。

ニ　条例第八条第一項第八号ハに掲げる広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、百メートル（条例第八条第二項第三号に掲げる広告物等又は商業地域に表示し、若しくは設置する広告物等にあつては、二十メートル）以上であること。

三　アーチ

一表示面積	総表示面積	備考
十五平方メートル以下	三十平方メートル以下	国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。

四　電柱類を利用する広告物

区分	広告物の大きさ	突出幅	下端の高さ	柱一本当たりの表示面の数	表示できる個数
袖付広告	縦一・二五メートル以下 横〇・四五メートル以下	電柱類から一メートル以下			一個
塗装広告又は巻立広告	縦一・八メートル以下 横〇・五メートル以下		地上から一・三メートル以上	二面以下。ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示できない。	
消火栓標識利用広告	一表示面積〇・三二平方メートル以下	支柱から〇・八メートル以下		二面以下	一個

五　アドバルーン

気球の直径	広告幕の幅	広告幕の長さ	地表面に対する傾斜角度
三メートル以下	一・五メートル以下	十五メートル以下	四十五度以上

六　広告幕

イ　幅が一・五メートル以下、長さが十五メートル以下（旗、のぼり及び横断幕にあつては、幅が一・二メートル以下、長さが十メートル以下）であること。

ロ　非常用の進入口又は避難器具が設置された窓その他の開口部（建築基準法施行令第百二十六条の六第二号に規定する窓その他の開口部を含む。）をふさいで表示し、又は設置しないこと。

七　立看板

一表示面積は、二平方メートル以下であること。

八　はり紙及びはり札（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。）

表示面積は、はり紙にあつては一平方メートル以下、はり札にあつては〇・五平方メートル以下であること。

九　鉄道車両及び自動車を利用する広告物等

区分	基準
鉄道車両又は自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)別表第二に掲げる人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車を利用する広告物等	一　一車体当たりの総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の十分の三以下であること。ただし、条例第八条第一項第十号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。 二　前部又は窓その他のガラス部分には表示しないこと。ただし、条例第八条第一項第十号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等を前部に表示し、又は設置する場合にあつては、この限りでない。
自動車(自動車登録規則別表第二に掲げる人の運送の用に供する乗車定員十一人以上の普通自動車及び広告宣伝自動車を除く。）を利用する広告物等	一　一側面における総表示面積が一・八平方メートル以下で、かつ、後面における総表示面積が〇・六平方メートル以下であること。ただし、条例第八条第一項第十号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。 二　前部又は上部には表示しないこと。ただし、条例第八条第一項第十号ロに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する広告物等にあつては、この限りでない。

別表第六（第十条第二項）

一　条例第八条第二項第一号に掲げる広告物等

イ　一の事業所又は作業場当たりの広告物等の総表示面積は、三十平方メートル（条例第四条第九号の二に規定する博物館及び病院で、別表第一に定める基準に適合するものにあつては、五十平方メートル）以下であること。

ロ　次の表に定める基準に適合するものであること。

区分		基準
建築物等に表示し、又は設置する広告物等	壁面に表示し、又は設置するもの	一　総表示面積は、一壁面につきその壁面面積の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さが七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。 二　窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。ただし、広告物等が広告幕である場合は、この限りでない。 三　壁面の端から突き出してはならない。
	壁面から突き出すもの	一　一表示面積は、三平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さ以下であること。 三　突出幅は、壁面から一メートル以下であること。 四　表示できる個数は、一壁面につき一事業所当たり一個であること。
	屋上に表示し、又は設置するもの	一　一表示面積は、広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の五分の一以下で、かつ、五平方メートル（軒の高さが七メートルを超える建築物にあつては、十平方メートル）以下であること。 二　上端の高さは、軒の高さの三分の四以下であること。 三　壁面から突き出してはならない。
建築物等から独立した広告物等		一　一表示面積は、三平方メートル以下であること。 二　上端の高さは、七メートル以下であること。 三　表示できる個数は、一事業所当たり三個以下であること。

二　条例第八条第二項第二号に掲げる広告物等

イ　道標

区分	一表示面積	総表示面積	上端の高さ	表示又は設置の場所	表示又は設置できる個数	備考
一の建物、施設等への案内を示したもの	二平方メートル以下	四平方メートル以下	三メートル以下	当該一の建物、施設等の所在する市町村と同一の市町村又は当該市町村に隣接する市町村の区域内	一の市町村の区域内において、一の道路の路線につき二個	
二以上の建物、施設等への案内を示したもの	十平方メートル以下	二十平方メートル以下	五メートル以下	当該二以上の建物、施設等の所在する市町村と同一の市町村又は当該市町村に隣接する市町村の区域内	一の市町村の区域内において、一の道路の路線につき二個	当該二以上の建物、施設等の全部が二の市町村の区域内に所在し、かつ、当該二の市町村が互いに隣接していなければならない。
電柱類を利用するもの						別表第五第四号に定める基準に適合するものであること。

ロ　案内図板

一表示面積	上端の高さ	備考
五平方メートル以下（寄贈者名等を表示する部分を含む。）	五メートル以下	寄贈者名等を表示する場合にあつては、当該寄贈者名等が別表第二第三号に定める基準に適合するものであること。

三　条例第八条第二項第三号に掲げる広告物等

別表第五に定める基準に適合するものであること。

四　条例第八条第二項第四号に掲げる広告物等

別表第五第九号に定める基準に適合するものであること。

五　条例第八条第二項第五号に掲げる広告物

良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものであること。

別表第七（第十四条第二項）

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び上部構造	一　上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 二　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 三　鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	一　鉄骨接合部の溶接部及びプレートの腐食、変形及び隙間の有無 二　鉄骨接合部のボルト、ナット及びビスの緩み及び欠落の有無
取付部	一　アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無 二　溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 三　取付対象部の柱、壁及びスラブ並びに取付部周辺の異常の有無
広告板	一　表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 二　側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 三　広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無
照明装置	一　照明装置の不点灯及び不発光の有無 二　照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 三　周辺機器の劣化及び破損の有無
その他	一　附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品をいう。）の腐食及び破損の有無 二　避雷針の腐食及び損傷の有無